

議案第15号

杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月9日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区事務手数料条例及び杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の104の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表の118の項及び119の2の項中「建築される」を「建築等をする」に改め、同表の120の項中「一敷地内認定建築物以外の」を「公告認定対象区域内における」に、「建築の」を「新築又は増築等の」に、「建築認定」を「新築又は増築等の認定」に、「建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）」を「新築し、又は増築等をする建築物」に改め、同表の120の2の項中「一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「公告認定対象区域内又は公告許可対象区域内における建築物の新築又は増築等」に、「建築物（一敷地内認定建築物又は一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）」を「新築し、又は増築等をする建築物」に改め、同表の123の6の項及び123の7の項を次のように改める。

123の6 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物については、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）			認定申請のとき。
	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると区長が定める機	一戸建ての住宅		1件につき	4,700円
	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）	住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。）	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	4,700円
			1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	9,400円
			1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	16,000円
1棟の総戸数が11以上2	1部分につき		27,000円		

づく低炭素建築物新築計画の認定申請に対する審査

関（以下「適合性確認機関」という。）が認めた場合

以下同じ。）	5以下のもの		
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	45,000円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	82,000円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	131,000円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	170,000円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	185,000円
共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	126,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	9,300円
非住宅の部分（住戸の部分及び共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	16,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを	1部分につき	80,000円

				<p>超え5,000平方メートル以内のもの</p> <p>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</p>		
		その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき		126,000円
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき		16,000円
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき		26,000円
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき		80,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき		126,000円
イ その他 の場合	一戸建ての 住宅	誘導仕様基準による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準による場合をいう。以下同じ。）		1件につき		21,000円
		誘導仕様基準による場合以外の場合		1件につき		35,000円
	共同住宅等	住戸の 部分	誘導 仕様 基準 による 場 合	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	21,000円
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	39,000円
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	56,000円
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	80,000円
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	120,000円
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	182,000円
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	261,000円
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	340,000円
				1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	390,000円
		誘導仕様基準	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	35,000円	

による場合以外の場合	1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	69,000円
	1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	97,000円
	1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	137,000円
	1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	197,000円
	1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	283,000円
	1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	385,000円
	1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	508,000円
	1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	600,000円
共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	109,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	138,000円
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	180,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	280,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	359,000円
非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	242,000円
	当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	300,000円
	当該部分の床面積の合計が	1部分につき	384,000円

				1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの			
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	546,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	670,000円	
		その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの		1件につき	242,000円	
			建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		1件につき	300,000円	
			建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの		1件につき	384,000円	
			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの		1件につき	546,000円	
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの		1件につき	670,000円	
123の7 都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第2項において準用する同法第54条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					変更認定申請のとき。
	ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると適合性確認機関が認めた場合	一戸建ての住宅			1件につき	3,300円	
		共同住宅等	住戸の部分	1棟の総戸数が1のもの	1部分につき	3,300円	
				1棟の総戸数が2以上5以下のもの	1部分につき	6,600円	
				1棟の総戸数が6以上10以下のもの	1部分につき	11,000円	
				1棟の総戸数が11以上25以下のもの	1部分につき	19,000円	
				1棟の総戸数が26以上50以下のもの	1部分につき	32,000円	
				1棟の総戸数が51以上100以下のもの	1部分につき	58,000円	
				1棟の総戸数が101以上200以下のもの	1部分につき	93,000円	
				1棟の総戸数が201以上300以下のもの	1部分につき	122,000円	
				1棟の総戸数が301以上のもの	1部分につき	134,000円	

	共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000円
	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	6,500円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	11,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	18,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	56,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	88,000円
その他の建築物	建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	6,500円	
	建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	11,000円	
	建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	18,000円	

				建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	56,000円	
				建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき	88,000円	
イ その他 の場合	一戸建ての 住宅	誘導仕様基準による場合			1件につき	15,000円	
		誘導仕様基準による場合以外 の場合			1件につき	18,000円	
	共同住宅等	住戸 の部 分	誘導 仕様 基準 による 場合	1棟の総戸数 が1のもの	1部分につき	15,000円	
				1棟の総戸数 が2以上5以下 のもの	1部分につき	27,000円	
				1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1部分につき	40,000円	
				1棟の総戸数 が11以上25 以下のもの	1部分につき	56,000円	
				1棟の総戸数 が26以上50 以下のもの	1部分につき	85,000円	
				1棟の総戸数 が51以上100 以下のもの	1部分につき	128,000円	
				1棟の総戸数 が101以上200 以下のもの	1部分につき	184,000円	
				1棟の総戸数 が201以上300 以下のもの	1部分につき	241,000円	
				1棟の総戸数 が301以上	1部分につき	278,000円	
				誘導 仕様 基準 による 場合 以外 の場合	1棟の総戸数 が1のもの	1部分につき	18,000円
					1棟の総戸数 が2以上5以下 のもの	1部分につき	37,000円
					1棟の総戸数 が6以上10 以下のもの	1部分につき	52,000円
					1棟の総戸数 が11以上25 以下のもの	1部分につき	74,000円
					1棟の総戸数 が26以上50 以下のもの	1部分につき	108,000円
					1棟の総戸数 が51以上100 以下のもの	1部分につき	159,000円
					1棟の総戸数 が101以上200 以下のもの	1部分につき	221,000円
					1棟の総戸数 が201以上300 以下のもの	1部分につき	291,000円
1棟の総戸数	1部分につき	342,000円					

		が301以上のもの		
共用廊下等の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	57,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	72,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	96,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	156,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	205,000円
非住宅の部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル以内のもの	1部分につき	123,000円
		当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1部分につき	154,000円
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1部分につき	198,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1部分につき	290,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1部分につき	361,000円
その他の建築物		建築物の延べ面積が300平方メートル以内のもの	1件につき	123,000円
		建築物の延べ面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	1件につき	154,000円
		建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1件につき	198,000円

			建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1件につき	290,000円
			建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	1件につき	361,000円

別表第1の123の8の2の項中「(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)」を削り、同表の123の9の項及び123の10の項を次のように改める。

123の9 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額(申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額(申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額)の手数料を加えた額)			認定申請のとき。	
		ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(1) 一戸建ての住宅		5,100円	
			(2) (1) 以外の建築物	住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。)	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	21,000円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	46,000円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	81,000円	
		非住宅部分		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	9,700円	
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	16,700円	
				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	27,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	80,400円	
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		128,000円			
	当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		161,000円			
	当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	201,000円				

イ ア以 外の場 合	(1) 一戸 建ての住 宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	20,000円	
				当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上のもの	22,000円	
		誘導仕様基準による場合以外 の場合		当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル未満のもの	34,400円	
				当該住宅の床面積の 合計が200平方メ ートル以上のもの	38,400円	
	(2) (1) 以外の建 築物	住宅 部分	誘導仕様基準による場 合		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	38,000円
					当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	66,000円
					当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	118,000円
					当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の	179,000円
			誘導仕様基準による場 合以外の場合		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	69,100円
					当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの	116,000円
当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの					196,000円	
当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の					281,000円	
非住 宅部 分		モデル建物法による場 合（建築物エネルギー 消費性能基準等を定め る省令第10条第1号 イ（2）及びロ（2） に定める基準による場 合をいう。123の1 0の項において同 じ。）		当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの	87,100円	
				当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上1,00 0平方メートル未満 のもの	110,700円	
				当該部分の床面積の 合計が1,000平 方メートル以上2, 000平方メートル 未満のもの	145,700円	
				当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	235,700円	
				当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1万 平方メートル未満の もの	309,000円	
				当該部分の床面積の 合計が1万平方メー	371,000円	

					トル以上2万5,000平方メートル未満のもの		
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	435,000円	
				標準入力法等による場合（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ（1）及びロ（1）に定める基準による場合をいう。123の10の項において同じ。）	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	227,100円	
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	284,400円	
					当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	367,100円	
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	523,700円	
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	646,000円	
					当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	763,000円	
					当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	871,000円	
123の10 建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次のア及びイに掲げる区分に応じ、1件につき、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について、92の2の項、92の3の項、92の4の項又は92の5の項に掲げる額（申請に係る計画に特定構造計算基準等適合審査をする部分が含まれる場合においては、特定構造計算基準等適合審査をする部分ごとに77の2の項に掲げる額の手数料を、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては、当該昇降機1基につき92の7の項又は92の8の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）					変更認定申請のとき。
	ア 申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合	(1) 一戸建ての住宅				3,700円	
		(2) (1) 以外の建築物	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円		
				当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	15,000円		
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	32,000円		
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	57,000円		
		非住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	6,900円			
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの		11,800円				

				当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	19,100円	
				当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	56,400円	
				当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	90,000円	
				当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	113,000円	
				当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	141,000円	
イ ア以外の場合	(1) 一戸建ての住宅	誘導仕様基準による場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	14,000円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円	
		誘導仕様基準による場合以外の場合		当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円	
				当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
	(2) (1) 以外の建築物	住宅部分	誘導仕様基準による場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	26,000円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	46,000円
					当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	83,000円
					当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	125,000円
			誘導仕様基準による場合以外の場合		当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円
					当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	81,000円
			当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	138,000円		
			当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの	197,000円		
	非住	モデル建物法による場		当該部分の床面積の	61,100円	

				宅部分	合	合計が300平方メートル未満のもの	
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	77,600円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	102,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	165,100円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	216,000円
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	260,000円
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	305,000円
					標準入力法等による場合	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	159,100円
						当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	199,200円
						当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	257,100円
						当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	366,700円
						当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	453,000円
						当該部分の床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	535,000円
						当該部分の床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの	610,000円

別表第1の123の11の項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、  
「第1条第1項第2号イ(1)(i)」を「第1条第1項第2号イ(1)」に、  
「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、

「仕様基準による場合」を「仕様基準等による場合」に改め、「ロ（３）に定める基準による場合」の次に「又は誘導仕様基準による場合」を加え、「第１条第１項第２号イ（１）（ｉ）若しくは（ｉｉ）」を「第１条第１項第２号イ（１）」に、「第１条第１項第２号イ（２）（ｉｉ）」を「第１条第１項第２号イ（２）」に改め、同表中備考１及び備考２を削り、備考３を備考１とし、備考４から備考６までを備考２から備考４までとし、同表備考７中「向上の一層」を「一層の向上」に改め、同表中備考７を備考５とし、備考８から備考１０までを削り、同表備考１１中「における一の建築物の申請の場合により」を「について１２３の９の項に掲げる区分に応じ」に、「同項」を「同条第３項」に改め、同表備考１１を同表備考６とし、同表備考１２中「における一の建築物の申請の場合により」を「について１２３の１０の項に掲げる区分に応じ」に改め、同表備考１２を同表備考７とし、同表備考１３中「（当該額を備考１０の規定により算出した場合にあっては、その額）に、」を「に、当該他の建築物について」に改め、「、当該他の建築物における一の建築物の申請の場合により」を削り、同表中備考１３を備考８とし、備考１４を備考９とし、備考１５を備考１０とし、備考１６を削り、備考１７を備考１１とし、同表備考１８中「建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号イ（３）及びロ（３）に定める基準により共同住宅の申請を行う」を「建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について誘導仕様基準による場合の手数料の額及び建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料について仕様基準等による」に、「当該申請」を「これらの申請」に改め、同表備考１８を同表備考１２とする。

第２条 杉並区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和５８年杉並区条例第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第２東京都市計画宮前二丁目地区地区計画の項中「若しくは第３項」を「若しくは第４項」に改める。

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中杉並区事務手数料条例別表第１の１０４の項、１１８の項、１１９の２の項、１２０の項及び１２０の

2の項の改正規定並びに第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、第1条の規定による改正前の杉並区事務手数料条例（以下「旧条例」という。）別表第1の123の7の項及び備考の規定は、なおその効力を有する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、旧条例別表第1の123の10の項及び備考の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

誘導仕様基準による場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料等を定める等の必要がある。